令和８年（2026年）９月11日（金曜日）

第　３　号

令和８年第３回北海道議会定例会会議録

第　３　号

令和８年（2026年）９月11日（金曜日）

議事日程　第３号

９月11日午前10時開議

日程第１、議案第１号ないし第28号及び報告第１号ないし第６号

（質疑並びに一般質問）

○本日の会議に付した案件

１．日程第１

１．休会の決定

出　席　議　員（95人）

議　　長	100番	伊　藤　条　一　君
副 議 長	82番	梶　谷　大　志　君
	１番	山　崎　真由美　君
	２番	岡　田　　遼　君
	３番	小　林　千代美　君
	４番	清　水　敬　弘　君
	５番	板　谷　よしひさ　君
	６番	伊　東　尚　悟　君
	７番	今　津　寛　史　君
	８番	木　下　雅　之　君
	９番	黒　田　栄　継　君
	10番	小　林　雄　志　君
	11番	髙　田　真　次　君
	12番	武　市　尚　子　君
	13番	千　葉　真　裕　君
	15番	鶴　羽　芳代子　君
	16番	戸　田　安　彦　君
	17番	早　坂　貴　敏　君
	18番	藤　井　辰　吉　君
	19番	前　田　一　男　君
	20番	水　間　健　太　君
	21番	鈴　木　仁　志　君
	22番	田　中　勝　一　君
	23番	石　川　さわ子　君
	24番	海　野　真　樹　君
	25番	丸　山　はるみ　君
	26番	中　村　　守　君
	27番	寺　島　信　寿　君
	28番	水　口　典　一　君
	29番	川　澄　宗之介　君
	30番	木　葉　　淳　君
	31番	小　泉　真　志　君
	32番	鈴　木　一　磨　君
	33番	武　田　浩　光　君
	34番	渕　上　綾　子　君
	35番	宮　崎　アカネ　君
	36番	山　根　まさひろ　君
	37番	和　田　敬　太　君
	38番	植　村　真　美　君
	39番	佐々木　大　介　君
	40番	滝　口　直　人　君
	41番	林　　祐　作　君
	42番	檜　垣　尚　子　君
	43番	宮　下　准　一　君
	44番	村　田　光　成　君
	45番	渡　邊　靖　司　君
	46番	浅　野　貴　博　君
	47番	安　住　太　伸　君
	48番	内　田　尊　之　君

50番	太田憲之君
51番	桐木茂雄君
52番	久保秋雄太君
53番	佐藤禎洋君
55番	千葉英也君
56番	道見泰憲君
57番	船橋賢二君
58番	丸岩浩二君
59番	中野秀敏君
60番	池端英昭君
61番	菅原和忠君
62番	中川浩利君
63番	畠山みのり君
64番	沖田清志君
65番	笹田浩君
66番	白川祥二君
67番	新沼透君
68番	阿知良寛美君
69番	田中英樹君
70番	中野渡志穂君
72番	真下紀子君
73番	荒当聖吾君
74番	森成之君
75番	赤根広介君
76番	佐藤伸弥君
77番	池本柳次君
78番	滝口信喜君
79番	松山丈史君
80番	市橋修治君
81番	稲村久男君
84番	広田まゆみ君
85番	高橋亨君
86番	平出陽子君
87番	花崎勝君
88番	三好雅君
89番	村木中君
90番	吉田祐樹君
91番	田中芳憲君
92番	冨原亮君
93番	松浦宗信君
94番	中司哲雄君
95番	藤沢澄雄君
96番	村田憲俊君
97番	吉田正人君
98番	喜多龍一君
99番	髙橋文明君

欠席議員（１人）

49番	大越農子君

欠員（４人）

14番
54番
71番
83番

出席説明員

知事	鈴木直道君
副知事	濱坂真一君
同	三橋剛君
同	加納孝之君
公営企業管理者	谷内浩史君
病院事業管理者	井上聡巳君
総務部長兼北方領土対策本部長	坂本隆哉君
総務部職員監	飯田滋君
総務部危機管理監	髙山圭一君
総務部イノベーション推進監	笠井敦史君

総合政策部長 兼地域振興監	中村昌彦君
総合政策部 グローバル戦略 推進監	大矢邦博君
総合政策部 交通企画監	斎藤由彦君
環境生活部長	天野紀幸君
環境生活部 アイヌ政策監	髙見里佳君
保健福祉部長	竹澤孝夫君
保健福祉部 子ども応援社会 推進監	鈴木義和君
経済部長	水口伸生君
経済部観光振興監	後藤知佳子君
経済部食産業振興監	上原和信君
経済部 ゼロカーボン推進監	中富大輔君
経済部 次世代社会戦略監	青山大介君
農政部長	鈴木賢一君
農政部 食の安全・みどりの 農業推進監	野口正浩君
水産林務部長	野村博明君
水産林務部 森と海の未来づくり 推進監	近藤将基君
建設部長	関　俊一君
建設部建築企画監	飯沼善範君
会計管理者 兼出納局長	清水目　剛君
企業局長	所　健一郎君
道立病院部長	東　幸彦君
財政局長	藤原啓裕君
財政課長	髙畠研人君

教育委員会教育長	中島俊明君
教育部長 兼教育職員監	猪口浩司君
学校教育監	伊賀治康君
総務課長	手塚和貴君
選挙管理委員会 事務局長	藤原和道君
人事委員会 事務局長	田中　仁君
警察本部長	友井昌宏君
総務部長	久馬昌司君
生活安全部長	親谷光博君
総務部参事官 兼総務課長	下里敬輔君
労働委員会 事務局長	佐藤秀行君
監査委員事務局長	岡本收司君
収用委員会 事務局長	奥　厚一君

議会事務局職員出席者

事務局長	山田哲史君
議事課長	髙橋　究君
議事課長補佐	阿部厚次君
議事係長	古賀勝明君
議事課主任	成田将幸君
同	伊藤　僚君

午前10時１分開議

○議長伊藤条一君　これより本日の会議を開きます。

報告をさせます。

〔髙橋議事課長朗読〕

１．本日の会議録署名議員は、

松　浦　宗　信　議員
中　司　哲　雄　議員
藤　沢　澄　雄　議員

であります。

１．日程第１、議案第１号ないし第28号及び報告第１号ないし第６号
（質疑並びに一般質問）

○議長伊藤条一君　日程第１、議案第１号ないし第28号及び報告第１号ないし第６号を議題とし、質疑並びに一般質問を継続いたします。

寺島信寿君。

○27番寺島信寿君（登壇・拍手）（発言する者あり）代表質問に先立ち、一言申し上げます。

自民党・道民会議の清水拓也議員の御逝去の報に接し、心よりお悔やみ申し上げます。

それでは、公明党を代表し、以下、知事、教育長並びに警察本部長に伺います。

初めに、知事の政治姿勢についてであります。

今日、国際情勢は極めて深刻な状況を迎えておりますが、このようなときこそ、国や地域を越え、人と人を結びつなぐ、友好と親善を目的とした国際交流などの取組を積極的に展開すべきと考えます。

道は、1980年にカナダ・アルバータ州と姉妹提携を締結してからおよそ半世紀が経過し、この間、アメリカ・マサチューセッツ州など６か国10地域と姉妹友好提携を締結しており、このような中、本年は、中国・黒竜江省との姉妹提携40周年の節目の年を迎えております。

一方、道は、2022年、ＪＩＣＡと国際協力に関する協定を交わし、この中で、外国人が働き、暮らしやすい多文化共生の推進やグローバル人材の育成などの連携事項が示されておりますが、ＪＩＣＡ北海道センターが開設から本年で30年を迎えております。道として、ＪＩＣＡと連携した具体的な取組を展開すべきではないかと考えます。

そこで伺います。

鈴木道政は、平成29年に策定したグローバル戦略の中で、海外の成長力を取り込むことによって地域の持続的発展を目指し、また、世界に売り込む、世界とつながるなど、三つの視点に立ち国際交流を進めてきたところですが、これまでの成果についてどのような所見をお持ちなのか伺います。

また、これらの国際交流は、まず、何といっても人と人との交流こそ、そのベースとなるものと考えます。国や自治体での交流だけでなく、教育や文化、スポーツなどをはじめ、民間レベル

での幅広い草の根交流がより一層重要と考えます。

この際、知事自らがリーダーシップを発揮し、大学や民間の団体等と連携し、新しい時代の国際的な交流拠点の構築に向けて積極的に取り組むべきと考えます。併せて知事の所見を伺います。

次に、地域未来戦略についてであります。

責任ある積極財政を掲げる国は、強い経済を実現するため、成長戦略の下、総額で370兆円を超える官民投資を想定し、強い地域経済の構築に重点を置いた新たな取組として、地域未来戦略を閣議決定し、これを受けて、道は、今議会に、本道経済の成長や地域の持続的な発展を目指して、新たに地域未来戦略の推進を図るための基金の設置に向けた124億円の補正予算を提案されております。

道は、今回の国と地方が一体となって進める地域未来戦略において、道の役割をどのように認識し、今後、どのように展開されようとしているのか、知事の所見を伺います。

次に、ＪＲ北海道の経営自立についてであります。

ＪＲ北海道は、国土交通省北海道運輸局からの改善指示に対して講ずる措置を着実に推進し、また、中期経営計画の最終年度として、黄線区については本年度末までに抜本的な改善方策を確実に取りまとめる考えを示しておりますが、この間、黄線区の協議について見通しが立っていない状況であると考えます。

先日のＪＲ北海道の経営改善委員会では、もっと国や道を巻き込むことを求める議論がなされたとも報道されておりますが、黄線区の利用促進に沿線市町村とともに取り組んできた道として、この間のＪＲ北海道の対応をどのように認識し、今後どう対応していくのか、伺います。

次に、副首都構想についてであります。

人口や経済の一極集中を是正し、首都圏が大規模災害などに見舞われた際に、その機能をバックアップするための機能を整備する内容の関連法が先般の国会で成立したものの、指定要件などを含め、いまだ示されていないところであり、課題も少なくないものと考えます。

このような中、道は、先般、本構想の推進に向けて、大阪府との連携協定を結び、国に対し、構想推進に向けた政策要望をされており、その中で、多極分散型国家への転換に踏み出す大きな一歩と、両地域は、地理的特性や産業構造等が大きく異なるが、それぞれが副首都となり、成長エンジンの役割を果たしていくことが可能などが示されております。

そこで伺います。

知事は、本構想について、単に一時的な首都中枢機能の代替が成し遂げられればいいというレベルで考えているのか、将来に向けた我が国の国家像についてどのような所見をお持ちなのか、また、その中で北海道はどのような役割を果たすべきと考えているのか、併せて知事の所見を伺います。

２点目に、北海道開発法が1950年に施行されて以降、現在、第９期計画が2023年度にスタートし、この間、北海道の発展に極めて大きな貢献をしてきたものと考えます。この計画の最重要課

題の一つは、我が国を代表する食料安定供給基地の形成など、我が国のバックアップ拠点形成そのものと考えます。

今回の副首都構想との整合についてどのような所見をお持ちなのか、伺います。

３点目に、道は、この間、副首都の実現に向け、道と札幌市が政令による副首都の指定要件の対象となるよう国に要望するとともに、一方、庁内に準備室を設置するなど取り組まれてきたものと承知しております。

今後の取組についてどのような所見をお持ちなのか、伺います。

次に、本道経済活性化についてです。

本年７月に国が決定した地域未来戦略においては、地域ごとの強みを生かした大規模な官民投資を呼び込む戦略産業クラスター計画を策定し、北海道においては、半導体・ＡＩ、宇宙、洋上風力の三つの分野が盛り込まれたところであります。

本道は、ラピダス社の進出により産業集積を進める好機を迎えておりますが、ラピダス社だけに頼るのではなく、本道の強みを生かした複数の成長産業を育て、相互に関連させていくことが必要だと考えております。また、１次産業の高付加価値化、観光ＤＸなどにより、既存産業についても成長力を高めていく必要もあります。

こうした成長の果実を一部地域に集中させるのではなく、旭川を含めた道北、道東、道南など各地域の稼ぐ力を高め、多極型の成長につなげ、雇用の創出や賃金、所得の継続的な向上として住民に還元していくことが、人口流出の抑制や地域の持続的な発展につながるものと考えております。

特に、若い世代が、５年後、10年後に自らの所得が高まる展望を持ち、住宅取得や結婚、子育て、将来の資産形成まで人生設計を描ける地域をつくることは、人口流出の抑制や少子化対策の観点からも重要です。

道においては、国が策定した戦略産業クラスター計画を最大限に活用し、半導体、ＡＩなどをはじめとする戦略産業と、本道の基幹産業である食、観光などとの相乗効果を生み出し、道内各地域への投資や雇用創出などにつなげていくことが期待されます。

今後、北海道の産業構造をどのように転換し、本道経済の持続的な発展を実現していく考えなのか、知事の所見を伺います。

次に、経済対策についてであります。

我が国の経済は、実質ＧＤＰが前期比でプラスとなり、緩やかな回復基調にあるものと承知しております。

一方、道民の暮らしに目を向けると、食料品やエネルギーをはじめとする物価高が続いており、９月は食料品など約5000品目が値上げされ、これは年内最大の値上げであり、道民生活はますます厳しい環境になると考えます。

このような状況を踏まえ、単に目先の物価高を抑えるための対策にとどまらず、地域の企業の生産性向上や投資を促進し、賃上げを実現するとともに、道民の所得を継続的に引き上げ、消費

と経済成長につなげていく、実効性のある経済対策を講じていくことが重要と考えます。

今後の物価高の影響を十分に注視し、道民生活を守るための支援と企業の成長、賃上げ、所得向上を一体的に進める経済対策を、国の施策とも連携しながら積極的に講じていくべきと考えます。道の所見を伺います。

次に、中小企業支援についてであります。

道内の中小・小規模事業者を取り巻く経営環境は、依然として厳しい状況にあり、道は、こうした状況を踏まえ、中小企業総合振興資金について、中東情勢対策特別枠を設け、融資枠を300億円に拡充するなど、資金繰り支援を強化することとしております。

道は、今回拡充する融資制度について、必要とする中小・小規模事業者に確実に支援が行き渡るよう、どのように取り組む考えなのか、また、北海道信用保証協会や金融機関との連携、制度の周知、保証料負担の軽減を含め、事業者が利用しやすい環境をどのように整えていく考えなのか、併せて道の所見を伺います。

次に、人材確保戦略についてであります。

さきに道が発表した2025年度の道内建設業者を対象としたアンケート調査結果では、全体の78％の企業が従業員不足を挙げております。これは、医療、介護などの現場をはじめ、交通、運輸など、１次産業も含め、あらゆる分野で人材不足の深刻化が懸念されているものと考えます。

そこで伺います。

道は、北海道雇用・人材対策基本計画等を策定し、道内事業者の人材の育成確保や就業環境の整備などの取組を行っていると承知しております。

北海道が、他都府県と比較して、いかに働く場所または暮らす場所として魅力ある地域として発信し、特に、本道の大学や専門学校等を卒業した若者が、卒業後に本州へ流出することなく、そのまま道内で就職し、定住する環境をつくること、一方、全国の大学や専門学校等を卒業した若者が、北海道を就職や定住先として選んでもらう、道外から人材を呼び込む取組もこれまで以上に強化していく必要があると考えます。これまでの道の取組について伺います。

また、人材を呼び込むための支援策として、例えば、千葉県などでは奨学金の返済への支援等に取り組んでおり、一方、道内の民間企業において、独自で支援策を講じているケースが少なくないものと承知しております。

全国的にどのような取組をされているのか、道として、本格的な人材確保対策を進めるに当たって、これらの対策の実態調査も必要と考えますが、知事の所見を伺います。

次に、ＩＲについてであります。

道は、これまで、有識者懇談会などにおいて検討されてきた、ＩＲに関する基本的な考え方の改訂・案を報告されました。

ＩＲを実現するためには、道民の理解はもとより、候補地の選定や地域との合意形成、事業者の投資意向や依存症対策など総合的な視点から、今後さらに具体的な検討を進める必要があると考えます。

特に、道民からは、依然としてＩＲ誘致への反対意見も出されておりますが、知事は、いつ頃までに道としての判断を示すのか、所見を伺います。

次に、交通問題についてであります。

北海道新幹線の一日も早い開業は道民の悲願であると考えますが、この間、札幌延伸工事に伴う地元負担金が年々増加し、直近の道及び市町における令和８年度当初予算では約427億円、うち市町分は約71億円となっており、とりわけ財政規模の小さい町では大きな負担となると懸念されております。

もとより、新幹線の札幌開業の時期も見えない一方で、巨額の請求書が送りつけられ、一方的に負担が求められている現状をどのように認識されているのか。国に対しても、機構による工費増嵩、工期延期という北海道新幹線の特殊性を考慮した負担スキームの検討を求めていくべきと考えます。道の所見を伺います。

次に、国際路線の新規就航についてであります。

新千歳空港では、昨年のオーストラリア・カンタス航空のシドニー線に加え、先般、ユナイテッド航空のサンフランシスコ線、エア・カナダのバンクーバー線の乗り入れが表明され、今定例会には、この新規就航に係る道民向けＰＲやトップセールスを行うための経費として約2000万円の予算が提案されたところです。

また、新千歳空港以外でも、帯広空港と韓国清州との路線が再開し、釧路空港と仁川とのチャーター便が運航されるなど、地方空港を含め、国際航空路線も拡大しているものと考えます。このような国際路線の就航を契機に、ハード、ソフトの両面の空港での受入れ体制整備やさらなる路線拡大につなげていくべきであります。

これらの路線を継続、定着させ、国際航空路線のネットワークをなお一層充実させていくためにも、国際路線誘致とともに、本道からのアウトバウンドの需要拡大策を展開すべきと考えます。知事の所見を伺います。

次に、航空政策についてであります。

本年、旭川空港では、大阪伊丹空港を結ぶ直行便が10月末から通年運航になると承知しております。関西圏との経済的な結びつきの強化とともに、道内観光にとっても、例えば、羽田、成田からの道内入りに加え、関西方面の観光客が増加するといった効果も期待され、地方空港における国内航空路線の拡大は非常に重要と考えます。

航空会社は、特に、国内路線の収益性が厳しくなっているとされておりますが、道として、安定的な航空需要の確保を含め、国内航空路線の拡充にどのように取り組んでいくのか、道の所見を伺います。

次に、地域医療の確保についてであります。

国は、高齢者の増加や人口減少の進行を踏まえ、2028年度までに新たな地域医療構想の策定を進められるよう、７月にガイドラインを公表しております。

また、不採算医療を担っている公立病院等の厳しい経営状況や医師・看護師不足の状況などを

見越し、中長期的な視点に立った医療のグランドデザインの議論を進めていくことは待ったなしの状況と考えます。

道としては、地域医療の確保に向けて、新たな構想の策定をどのように進めていくのか、また、医療機関へのさらなる支援に向け、必要な対応を国に求めるべきと考えます。道の認識を伺います。

次に、農業問題についてであります。

昨年、生産者と意見交換を行った際、農業機械や資材が高騰している中、これまでの米の価格は安過ぎたが、急激な高騰によって、消費者の米離れが進まないか心配との話を聞いていましたけれども、残念ながら、現実のものとなってしまいました。

消費者の米離れは、生産者や農業団体などが悪いのではなく、国が需給見通しを誤り、流通実態の把握や情報発信が不十分だったことが原因であります。

一度失った需要を回復させることは、容易なことではありません。今後、米の需要拡大を含めた米政策にどのように取り組んでいくのか、所見を伺います。

次に、米国産生食用バレイショの輸入解禁についてであります。

国は、米国からの輸入解禁の要請を受け、国内への病害虫の侵入を防ぐリスク管理措置を検討しています。

本道は、国産バレイショの全体の約80％を生産する最大産地であり、万が一、畑に病害虫が侵入すれば被害は深刻となることから、生産者等からは不安視する声が聞こえます。

食料安全保障の観点からも、こうした要請は断じて受け入れ難いものであり、国は、科学的根拠に基づくとともに、毅然とした対応が不可欠と考えますが、道の所見を伺います。

次に、食育についてであります。

道においては、これまで、食の安全・安心条例等により計画を策定するなど、取組を展開されております。

しかしながら、これまでの取組では、道民一人一人の健康づくりや学校給食など、保健、福祉や教育との連携がいま一つ明確に打ち出しがされていないものと考えます。

この際、食の強みを健康づくりや教育に生かすためにも、食に関する知識を有し、効果的な指導を行う専門職員を活用し、学校現場を所管する教育庁や老人保健施設等を指導監督する立場の保健福祉部局などが連携し、これまでにない具体的に連携した取組が必要と考えます。

新たな条例の制定も含め、検討すべきと考えます。道の所見を伺います。

次に、スポーツ振興についてであります。

今日、道内では、野球、サッカー、スキージャンプなどと、様々なスポーツが一年を通じて開催されており、道内各地域で、これらのスポーツ大会などの開催に向けた取組は一層加速していくものと考えます。

今や、スポーツの開催は、地域の活性化や観光振興、さらには、あらゆる世代や国の人たちが参加した共生社会の実現につながっているものと考えます。選手の活躍は、道民に感動を与え、

次代を担う子どもたちにも大きな夢と希望をもたらすものと考えます。

国は、さきに、大規模な国際競技大会の招致に向け、ＪＯＣをはじめ、競技団体や地方自治体などで構成するオールジャパンの恒常的な国内プラットフォームの整備について、概算要求に盛り込んだものと承知しております。

道として、これらにどのように対応するのかを伺います。

次に、冬季スポーツを通じた地域の活性化についてであります。

我が党では、北国・北海道の地域振興や人材育成を図るため、冬季スポーツの国際的なイベントやワールドカップアルペン競技の道内誘致を提案してまいりました。

このような中、さきの町村会のほか、道内の経済団体が、札幌市に招致活動の再始動を要請しました。

冬季オリンピック・パラリンピックの開催は、北海道を世界にアピールする好機と考えます。ぜひ、知事として、札幌市など道内の自治体や経済界等と連携を図り、実現に向けて取り組むべきと考えます。道の所見を伺います。

次に、災害対策についてであります。

まず、去る７月28日に発生した熊本地震、８月13日から14日にかけて発生した千葉豪雨において、お亡くなりになられた皆様の御冥福をお祈りしますとともに、今もなお避難されている方々に、衷心よりお見舞いを申し上げます。

今日、世界中で災害リスクの高まりを見せている中で、我が国においても、あらゆる災害への万全な体制を構築しなくてはならないものと考えます。

このたびの熊本地震では、今もなお余震が続く中、酷暑の中での避難所の運営や暑さ対策の問題が課題として浮き彫りとなったものと思いますが、一方で、この間、相次ぐ大雨が全国各地で発生し、頻発化する線状降水帯や内水氾濫など、これまでの経験では計り知れない地震や異常気象による甚大な被害が発生しており、この対応に苦慮しているものと考えます。

そこで伺います。

道においては、まず、このたびの熊本地震を受け、今後、これまでの計画や対策等の検証など、見直しを余儀なくされていると考えます。

今後の取組について、知事の所見を伺います。

次に、内水氾濫対策についてであります。

今回の千葉豪雨では、線状降水帯による大雨により、内水氾濫が発生し、多くの車が動けなくなるなどの被害が発生したところであります。住民が、自らの地域における浸水リスクを正確に把握し、早期避難や車両の移動など適切な行動につなげるためには、雨水管を通じた浸水のおそれがある区域を具体的に周知していくことが重要と考えます。

そこで伺います。

令和３年に水防法が改正され、下水道事業を担う市町村等に、内水ハザードマップを作成するための基礎資料となる雨水出水浸水想定区域図の作成と公表が義務づけられたところであります

が、道内の市町村における作成状況は進んでいないものと承知しております。

道として、今後どのような対策に取り組んでいくのかを伺います。

次に、防災体制の強化についてであります。

平時から災害対応の充実強化を図るため、北海道開発局をはじめ、国や市町村などの関係機関や団体等との、なお一層の連携強化を図るとともに、防災庁の地方拠点が道内に設置されるよう、市町村や関係団体と連携し、必要な働きかけを行うべきと考えます。所見を伺います。

次に、教育問題についてであります。

本年２月、文部科学省では、いわゆるネクストハイスクール構想を策定し、高校改革の方向性などが示されました。

道教委では、国の補助事業に４校を申請し、岩見沢農業高校と有朋高校が採択、札幌工業高校と大空高校については不採択となり、不採択校については追加申請を行ったと承知しております。

人口減少や産業構造の変化が進む中、地域や産業の課題を捉え、新たな価値を生み出すことのできる人材を育成する役割がより一層求められており、産業界や大学等と連携した新たな学びの創出が必要と考えます。

そこで、道教委では、本事業をどのように進めていく考えなのか伺うとともに、本事業を契機として、今後どのように高校教育改革に取り組む考えなのか、教育長の所見を伺います。

次に、公安問題についてであります。

年々、悪質・巧妙化する特殊詐欺から道民を守るため、北海道犯罪のない安全で安心な地域づくり条例を踏まえ、道や道民、企業等が一丸となって、道内から特殊詐欺を根絶する取組を展開すべきと考えます。警察本部長の所見を伺います。

以上で私の質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長伊藤条一君　知事鈴木直道君。

○知事鈴木直道君（登壇）公明党、寺島議員の代表質問にお答えいたします。

最初に、私の政治姿勢に関し、まず、国際化関連施策の推進についてでありますが、道では、平成29年にグローバル戦略を策定し、各国との友好交流をはじめ、道産品の販路拡大や観光客の誘致に取り組み、コロナ禍での落ち込みはあったものの、現在はそれぞれ増加傾向にあるなど、一定の成果を上げてきたと認識しています。

引き続き、こうした海外の需要や人材を呼び込み、本道経済の持続的発展につなげていくため、本年３月、第２期のグローバル戦略を策定し、世界の中の北海道として多様な主体と連携し、関連施策を総合的に推進していくこととといたしました。

道としては、ＪＩＣＡとの協定に基づく国際協力の促進や海外大学との連携による人材の呼び込みのほか、市町村や民間団体の方々が実施する地域での様々な分野における国際交流の取組をより一層支援するなど、今後とも、国際交流・協力による人や地域間のつながりの拡大を図り、地域と世界が調和しながら共に発展し、世界で輝く北海道を目指します。

次に、地域未来戦略についてでありますが、国が策定した戦略においては、その政策目標として、豊かな生活環境や選ばれる地方の実現に加え、強い地域経済の構築を図ることとしており、地域の取組を支援するため、普通交付税において地域未来基金費が創設されたところであります。

道としては、こうした国の動向を踏まえ、北海道地域未来基金を設置することとしたところであり、半導体・ＡＩ、宇宙、洋上風力の３分野の戦略産業クラスター計画の全道への波及をはじめ、地域未来戦略に資する道の取組や市町村への支援に本基金を活用することを想定しており、この基金と関連施策を効果的に組み合わせながら、市町村との連携の下、本道の成長と地域の持続的な発展に向け取り組んでまいります。

次に、ＪＲ黄線区の協議についてでありますが、ＪＲは、本年４月に、維持する仕組みの構築に向け、上下分離方式を含む四つの項目を中心に、地域と協議を開始したいとの考えを公表いたしましたが、抜本的な改善方策の取りまとめに向けては、これまで地域とともに進めてきた利用促進等の取組を踏まえ、その延長線上で議論していくことが重要であり、こうした考えをＪＲにも伝えてきたところであります。

道としては、ＪＲに対し、各線区との協議に臨むため、これまでの検討状況や、今後に向けた方向性を早急に示すことを求めており、地域の協議や抜本的改善方策の取りまとめに向け、これまで以上に国との連携を密に図りながら、ＪＲ、沿線自治体とともに、幅広い観点から具体的方策の検討を深めてまいります。

次に、副首都についてでありますが、私としては、災害時の国家社会機能の継続性の確保と、複数の地域が日本の成長を牽引する分散型経済圏の形成という副首都法の目指す国の在り方は重要と認識しており、東京圏との同時被災リスクが低く、我が国のエネルギー、経済、食料の安全保障に貢献し、成長戦略を牽引する北海道は、こうした役割を果たし得ると考えています。

また、北海道開発法と、法に基づく国の計画では、食料安全保障を支える農林水産業、食関連産業の発展や、国家的規模の災害時のリスク分散など、強靭な国土づくりを進めることとしており、副首都法の趣旨とも整合するものと考えています。

道としては、今後とも、道議会での御議論をいただくとともに、道民の皆様、市町村、関係団体の方々の御理解と御協力を得られるよう努めながら、我が国における北海道の重要性がより一層高まるよう、副首都の実現に向けて検討、準備に取り組んでまいります。

次に、本道の経済活性化に関し、まず、産業振興についてでありますが、国では、北海道における戦略産業クラスターとして、半導体・ＡＩ、宇宙、洋上風力の全国最多となる三つの分野で計画を策定し、今後は、食と観光を加えた四つの分野において、北海道の地域未来戦略を推進することとしています。

道としては、国が掲げる経済、エネルギー、食料の三つの安全保障に対して、地域のポテンシャルを生かして貢献できるのが北海道との認識の下、食・観光分野については、地域が主体となって取り組む地場産業成長プラン等を策定することとし、地域未来戦略を活用し、本道へのさら

なる産業集積や地域経済の活性化につなげていくため、北海道経済産業局をはじめ、関係機関の方々と緊密に連携しながら、それぞれの分野において、道内各地域の特性を踏まえた企業誘致や産業振興、さらには、ＡＩの利活用の促進などの取組を通じた計画の着実な推進を図ることで、地域未来戦略の効果が全道へ波及するよう取り組んでまいります。

次に、経済対策についてでありますが、本道では、物価上昇が続く中、中東情勢の影響により、料油や石油化学製品の価格は高騰し、道民の皆様の生活や事業者の方々の経営は大変厳しい状況が続いていることから、足元の厳しい経済情勢に対応する影響緩和策に加え、本道のポテンシャルを生かして、ＧＸやＡＩなど成長市場への対応力強化を通じた企業の方々の稼ぐ力の向上につながる施策の両輪で取組を進めていくことが重要であります。

このため、道では、足元の物価・エネルギー高の影響緩和に加えて、物価上昇を上回る賃上げ環境の整備を柱とした経済対策を本年２月に策定したほか、７月には、中東情勢を踏まえた対策として、資金繰り改善を支援する施策を追加し、道民の皆様の負担軽減や事業者の方々の経営基盤の強化への支援に取り組んでおり、こうした取組を通じ、本道経済が力強く持続的に発展し、実質賃金の上昇にもつながるよう取り組んでまいります。

次に、ＩＲについてでありますが、道では、このたびの基本的な考え方の改訂を通じて、立地に関心のある市町村における候補地の特定、事業者の方々による投資採算性や持続可能性の評価といった事業性、さらには、現在のギャンブル等依存症対策の実効性の確保など、明らかにした課題について、段階ごとに検討を重ねていくことが重要と考えています。

道としては、今後、道民の皆様に対して、説明会等の開催を通じて、ＩＲが立地することによる道内各地のメリット、デメリットの両面をお示ししながら御理解を深め、まずは、国に対し、北海道の特性を生かしたＩＲの実現に向け、要望を行うとともに、次の段階となる基本構想に向け、市町村や事業者の方々と検討を進めることとし、基本的な考え方でお示しした課題解決に道筋をつけていけるよう取り組み、北海道ＩＲの可能性を着実に追求してまいります。

次に、交通施策に関し、まず、北海道新幹線についてでありますが、開業の遅れに伴う道民の皆様の不安や懸念が払拭されない中、事業費の増嵩の可能性が示されたことで、財政状況の厳しい道及び駅設置自治体においても、さらなる地方負担の増加のおそれが生じていることに多大なる危機感を抱いています。

道では、こうした状況を踏まえ、本年５月、国に対し、開業時期の早期明示や工期の短縮に加え、貸付料のさらなる確保等による地方負担の軽減などについて、道議会をはじめ、沿線自治体や経済団体の方々によるオール北海道で要望を行ったところであります。

道としては、我が国の成長戦略において本道が大きな役割を果たしていくためにも、早期の開業が必要不可欠であるとの認識の下、一日も早い完成、開業はもとより、地方負担の可能な限りの軽減が図られるよう、関係者の皆様と一丸となって国に求めてまいります。

次に、アウトバウンド需要拡大に向けた取組についてでありますが、国際航空ネットワークの充実を図るためには、北海道エアポートと連携を図りながら、新規路線の誘致に取り組むととも

に、安定的な運航に向け、経済、文化、教育など様々な分野において、アウトバウンド需要を喚起していくことが重要であります。

このため、道では、北海道エアポートをはじめ、空港所在自治体等の方々と、道民の皆様の海外旅行を促進するためのイベントや教育旅行セミナーの開催、企業の方々の研修旅行の促進などに取り組んできたところであります。

道としては、こうした取組に加え、新たに就航した航空会社の皆様と連携した道内向けのプロモーションを推進するとともに、自治体や経済界の方々に官民連携による現地訪問を働きかけるなど、より多くの道民の皆様に訴求する取組を幅広く展開し、アウトバウンド需要の喚起に努めてまいります。

次に、地域医療の確保についてでありますが、広域分散で医療資源の偏在が著しい本道においては、少子・高齢化に伴う医療ニーズの変化に合わせ、地域実情に応じた医療提供体制を確保していくことが重要であります。

道では、構想区域の設定や急性期医療の中心となる医療機関を選定するため、北海道総合保健医療協議会において、人口推計や受療動向、診療実績などのデータを活用し、御議論をいただいているところであります。

今後、各圏域に設置している地域医療構想調整会議での協議に加え、医療関係者、行政関係者の方々とも個別に意見交換を行うなど、地域で丁寧に協議を重ね、新たな構想の策定に取り組むとともに、引き続き、国に対し、構想の推進に必要な財源を十分に確保するよう要望し、2040年を見据えた地域の医療提供体制の構築に向け、検討を進めてまいります。

次に、米政策についてでありますが、本道の稲作農業が、生産基盤を維持し、持続的に発展していくためには、需給の動きを適切に把握しつつ、需要の拡大を図りながら、多様なニーズに応じた北海道米を安定的に生産していくことが重要であります。

道では、これまで、国の需給見通しや地域の作付意向等を踏まえ、生産の目安を設定し、需要に応じた生産を進めるとともに、消費者に対する北海道米への理解の醸成や、主食用をはじめ、輸出用、米粉用など、需要の拡大に取り組んできたところであります。

道としては、今後とも、生産者の皆様が、安定した需給環境の下で安心して営農が継続できるよう、関係機関・団体の方々と連携し、国に対して、需給見通しの精度向上や政府備蓄米の適切な運用などを求めるとともに、輸出拡大に向けたプロモーションや学校給食を通じた米粉の普及など、多様な需要の創出拡大に向けて取り組んでまいります。

次に、米国産バレイショの輸入解禁要請についてでありますが、バレイショは、本道の畑作農業の主要な輪作作物であるとともに、全国の生産量の８割を占める重要な作物となっており、我が国の食料安全保障に最大限貢献していくためにも、将来にわたり、安定的に生産、供給していく必要があります。

こうした中、国は、令和２年に米国からのバレイショの輸入解禁要請を受け、これまで、科学的根拠に基づき相手国と協議を行うというＷＴＯのルールに従い、病害虫のリスク評価が行われ

てきたと承知しています。

今後、米国との間で、病害虫の侵入を防止するリスク管理措置が協議されますが、バレイショ生産に悪影響を及ぼす病害虫の侵入はあってはならず、また、バレイショの安定生産に支障を来すことのないよう、道としては、国に対し、米国との協議への厳格な対応と、不安を感じている生産者の皆様への丁寧な説明を求めてまいります。

次に、冬季オリンピック・パラリンピックについてでありますが、オリンピック、パラリンピックの開催は、スポーツの振興はもとより、地域の活性化や観光振興にもつながるものであり、道内ゆかりの選手の皆様の活躍は、私たち道民に夢と感動を与え、次世代を担う子どもたちにとっても大きな目標や励みとなるものです。

一方で、冬季オリンピック・パラリンピックの開催地については、2038年の開催はスイスに優先交渉権があり、2042年以降についても選定プロセスが明らかにされていない中、これまで招致を進めてきた札幌市も活動を停止している状況です。

道としては、本道が世界に誇る競技力の高さを背景に、さらなる競技人口の拡大やトップアスリートの育成などに着実に取り組むことが重要と認識しており、引き続き、市町村や経済界、競技団体の皆様等と連携し、ジュニア期からの育成やスポーツ大会への支援を行うほか、今般、関連団体の方々から要請があった2030年の国民スポーツ大会冬季大会の開催に向けて必要な検討を進めるなど、本道の冬季スポーツの一層の振興に取り組んでまいります。

次に、地震対策についてでありますが、このたびの熊本地震では、家屋の倒壊や道路の寸断などにより、インフラやライフラインに甚大な被害が発生したほか、厳しい暑さの中、多くの方々が避難生活を余儀なくされており、大規模災害に備え、ハード、ソフトの両面の対策を推進していくことが重要であると改めて認識いたしました。

道では、発生が切迫しているとされる海溝型地震による被害を軽減するため、関係市町において津波避難施設の整備が着実に進むよう支援するとともに、今年度から、避難所に指定されている道立学校の体育館等における移動式エアコンの整備など、暑さ対策にも取り組んでいます。

道としては、今般の地震における国の検証作業を踏まえるほか、北海道防災会議の委員の皆様や市町村等からも御意見を伺いながら、計画やマニュアルの必要な見直しを進めるとともに、実践的な訓練を積み重ねるなど、防災対策の充実強化に取り組んでまいります。

次に、内水氾濫への対応についてでありますが、近年、気候変動の影響により、本道においても局地的な豪雨が頻発し、都市部の内水氾濫リスクが高まる中、被害を最小限に抑えるためには、雨水管等の整備を進めるとともに、浸水リスクを住民の皆様に適切に理解していただく取組が重要と認識しています。

令和３年の水防法改正により、雨水出水浸水想定区域図の作成が義務づけられた道内97の市や町においては、内水氾濫の経験が少なく、専門的な知識等が不足していたため、道では、国のマニュアル等を活用した説明会などの作成支援を行い、令和７年度末までに53の市や町で作成されたところであります。

道としては、引き続き、市や町に対し説明会を開催するなど、浸水想定区域図の作成を支援するとともに、雨水管の整備が一層進むよう、国に対して必要な予算の確保を要望するなど、内水氾濫対策の強化に向け取り組んでまいります。

最後に、防災体制の強化についてでありますが、近年、頻発化、激甚化している風水害や、発生が切迫しているとされる大規模地震などに備えるため、平時から、関係機関の方々が連携し、災害対応力を高めていくことが重要であります。

このため、道では、市町村や防災関係機関の方々と実践的な訓練を共同実施するほか、発災時には、開発局や気象台等を参集の上、情報共有や応急対策に取り組むなど、連携体制を構築しています。

また、防災庁の地方機関については、防災機能の強化充実といった効果が期待され、先日、私から、所管する大臣へ、地方機関に求められる機能や要件を整理、検討するとともに、迅速な被災地支援体制の構築などの観点から、北海道への設置について要望したところであり、引き続き、関係市町等とも連携し、必要な対応を進めてまいります。

なお、その他の質問につきましては、担当の副知事から答弁をさせていただきます。

以上でございます。

○議長伊藤条一君　副知事三橋剛君。

○副知事三橋剛君（登壇）まず、経済対策に関し、中小・小規模事業者への資金繰り支援についてでございますが、道では、このたび、中東情勢の影響を受け、経営に支障が生じている中小・小規模事業者の方々の資金繰りを支援する中東情勢対策特別枠は、その需要が増加しておりまして、現下の厳しい経済情勢を踏まえ、今後も引き続き資金ニーズが見込まれますことから、新規融資枠を拡大することにしたところでございます。

制度開始以降、道のホームページやメールマガジンのほか、市町村、関係機関を通じた周知や、各振興局で開催いたしました支援施策を紹介する説明会などを通じまして、信用保証料の割引を含む制度の概要を発信してきましたほか、金融機関に対しても、制度の周知や活用促進に併せ、事業者に寄り添ったきめ細かな支援を要請したところでございます。

道といたしましては、こうした取組を通じ、引き続き、北海道信用保証協会や金融機関等と連携を図りながら、支援を必要とする事業者の資金ニーズに十分対応できますよう、本特別枠の円滑な活用を促進してまいります。

次に、人材の確保に向けた取組でございますが、本道は、人口減少や少子・高齢化が急速に進行し、また、大学卒業者の約４割が道外に就職することなども相まって、建設や介護など、多くの職種で人手不足が深刻な状況が続いておりまして、人材の育成確保が急務と認識しております。

このため、道では、国や関係機関と連携して、職業訓練など幅広い分野の人材育成を行うほか、道内の高校生、大学生を対象とする就業体験や、道外大学と道内企業との交流会の開催、さらには、北海道での暮らし、仕事の情報発信によるＵＩターンの促進、移住支援金を支給する市

町村への支援など、道内への定着と道外からの人材の呼び込み、呼び戻しの両面で取組を実施してきたところでございます。

道といたしましては、地域の産業を支える人材の育成確保に向け、学生の就職への考えや地域、業界の皆様のニーズをお伺いしますとともに、他県の関連施策や道内の市町村の取組における効果、課題等の把握に努めまして、今後の政策の検討に生かしてまいります。

以上でございます。

○議長伊藤条一君　副知事加納孝之君。

○副知事加納孝之君（登壇）まず、国内航空路線の拡充についてでございますが、コロナ禍以降のビジネス需要の減少や、円安に伴う運航コストの増大など、国内線を取り巻く状況が厳しい中、本道の航空ネットワークを維持拡充していくためには、継続的な路線誘致と需要喚起の取組が必要というふうに認識してございます。

道といたしましては、運賃やサービスの多様化により、旅客需要の拡大が期待できるＬＣＣをはじめとした、様々な航空会社への働きかけや、関西圏や中部圏からの路線誘致に取り組みますとともに、道内の地方空港と羽田以外の道外空港との需要喚起を図るため、道内空港周辺地域をＰＲするイベントなどへの支援のほか、道外の旅行会社を対象に国内線の利用を促すセミナーを開催するなど、国内航空ネットワークの充実に向けて取り組んでまいります。

次に、食育の推進についてでございますが、食育は、食に関する知識や食を選択する力を身につけ、健全な食生活を実現することを通じまして、心身の健康と豊かな人間性を育む必要不可欠な取組でございます。

道では、食育基本法及び北海道食の安全・安心条例に基づきまして、北海道食育推進計画を策定し、１次産業や食品産業、学校教育、保健、医療、福祉など食に関わる様々な関係者が連携協働して、あらゆる世代を対象に、学校や地域、生産現場など、様々な場面を活用して食育を推進しているところでございます。

道といたしましては、庁内外の関係者と一層の連携を図り、進捗状況や課題を共有しながら、本計画に基づき、学校給食を活用した食に関する指導や、バランスの取れた食生活の普及、農林漁業体験など各般の施策を推進し、本道における食育がより実効性のあるものとなるよう取り組んでまいります。

最後に、国際競技大会の招致をめぐる動きについてでございますが、国におきましては、国際競技団体との連携や情報の早期把握などを目的としまして、来年度の概算要求において、新たな恒常的なプラットフォームの整備に向けた関連予算が盛り込まれたものと承知してございます。

道では、これまで、国際大会の招致に向けまして、市町村や競技団体等と連携し、夏季の冷涼な気候や冬季の積雪寒冷な自然環境といった本道の優位性について情報発信を行ってきたところでございます。

道といたしましては、今後の国の予算編成の動向やプラットフォームの具体的な内容の検討状況等に注視しながら、国際的、全国的な大会に関連する情報収集を行い、引き続き、競技人口の

拡大や競技力の向上など、本道のスポーツ振興につながるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長伊藤条一君　教育長中島俊明君。

○教育長中島俊明君（登壇）公明党、寺島議員の代表質問にお答えいたします。

教育問題に関し、ネクストハイスクール構想などについてでありますが、社会のニーズに対応した高校教育を推進するためには、改革先導拠点校における取組を着実に進めるとともに、その成果を広く全道に普及する必要があると認識しております。

採択された２校では、スマート農林業に係る学習や、高度な理数科目の遠隔配信など、新たな取組が着実に実行されるよう、知事部局や大学、産業界等により構成するプロジェクトチームを立ち上げ、取組の成果や課題を検証し、専門的な知見から伴走支援を行うこととしております。

今後は、改革先導拠点校の取組の波及に努めますとともに、地域や産業界などの意見を聴取しながら、目指す目標や具体的な施策等を盛り込んだ高等学校教育改革実行計画を年度内に策定し、本道全体の高校改革を着実に進めてまいります。

以上でございます。

○議長伊藤条一君　警察本部長友井昌宏君。

○警察本部長友井昌宏君（登壇）公明党、寺島議員の代表質問にお答えをいたします。

特殊詐欺対策についてでありますが、令和７年中の道内における特殊詐欺の被害は、認知件数、被害額ともに過去最高を更新し、その犯行手口は一層悪質・巧妙化しているほか、若年層がＳＮＳ上のいわゆる闇バイトに応募して特殊詐欺に加担するなど、憂慮すべき状況にあると認識しております。

道警察では、犯行に電話が悪用されることが多い現状を踏まえ、本年３月から、警察庁が推奨している特殊詐欺対策アプリの普及促進やインストールの支援を事業活動に付随して行っていただくなど、道をはじめとする関係機関・団体や事業者等と連携し、特殊詐欺の被害防止に向けた取組を推進しております。

また、犯罪に加担する危険性を理解させるため、道内の各学校と連携し、本年４月から、オンライン型非行防止教室で闇バイトの危険性を訴えているほか、各種業界団体では、若年層の従業員に対して、闇バイトに手を染めれば、必ず捕まることなどを啓発しております。

道警察といたしましては、北海道犯罪のない安全で安心な地域づくり条例を踏まえ、道をはじめとする関係機関・団体と緊密に連携するとともに、事業者や道民の皆様の御協力もいただきながら、一丸となって特殊詐欺対策に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長伊藤条一君　寺島信寿君の質問は終了いたしました。

議事進行の都合により、暫時休憩いたします。

午前10時59分休憩

午後１時１分開議

○議長伊藤条一君　休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の議事を継続いたします。

石川さわ子君。

○23番石川さわ子君（登壇・拍手）（発言する者あり）代表質問に先立ち、自民党・道民会議の清水拓也議員の御逝去につきまして、心より哀悼の意を表します。

では、通告に従いまして、北海道結志会を代表し、順次質問をしてまいります。

初めに、副首都構想について伺います。

さきの札幌市との行政懇談会では、副首都選定に向けた取組は、札幌市民、道民の皆様の理解と協力が大前提と確認していることから、選定への申請はもとより、道民への情報提供、意見聴取、政策決定という政策形成プロセスを明確に打ち出すべきではないでしょうか。

これまで、各種施策について、知事は、道議会の議論を踏まえてと再三述べられてきており、慎重な行政運営をされてきましたが、今回は、議会議論を経ないまま、大阪府のみと協定を結びました。

なぜ、大阪府のみとなったのか、愛知県や広島県などを連携の対象としなかったのはなぜか、知事の考えを伺います。

また、法の理念では、国家機能の分散配置や多極分散型経済圏の形成を掲げていることから、北海道の場合、広大な土地、豊富な水資源、エネルギー供給、食料供給など、北海道の持つ強みを生かし、副首都という国の制度を活用することで、道民の暮らしが改善されるのかもしれませんが、一方で、札幌への国家機能、人材、企業等の一極集中を加速することになるのではないかという懸念もあります。

第３期北海道創生総合戦略において、若者や女性に選ばれる地域づくりを掲げ、取組を進めていることについて、副首都選定の実現により、女性や若者に選ばれる北海道になるのかという政策効果との整合性をどのように得るのか、併せて伺います。

次に、人口減少問題についてです。

2024年に道が示した北海道人口ビジョンによると、2050年の本道の総人口は約382万人と推計され、人口減少が地域の将来に与える影響の分析、考察がなされています。

これによると、経済分野では、就業者数の減少による人手不足や後継者不足は、第１次産業において、耕作放棄地や、放置される森林の増加を引き起こし、漁業の生産力も低下させる、また、２次産業では、工場の閉鎖等が進み、地域の活力が失われるおそれがある、さらに、本道の強みの一つである農林水産物の供給力の低下が懸念されるだけではなく、医療、介護、建設、運輸など、幅広い分野に影響を及ぼすことが危惧されるとされていますが、こうした懸念を解消すべく、取組を強化していく必要性を強く感じております。

そこで、以下、数点にわたり伺います。

まず、女性の転出についてです。

北海道の女性人口の20歳から39歳の割合は全国と比較して低く、2023年の女性の社会減少数は男性の約2.5倍と、女性の道外流出が著しいです。転出の理由としては、直接的な要因の多くは、進学や就職、結婚によるものです。

女性が地域にとどまるためには、男性の意識改革をはじめ、能力を生かせる職場づくりや、古い慣習や偏見などにとらわれない風通しのよいコミュニティーの形成など、意識の転換が求められています。

また、総合戦略での若者や女性へのヒアリング、意見を今後の取組に生かすべきと考えます。

道としては、女性の転出について、どのように認識し、どのような対策を講じているのか、今後、対策を強化するつもりはあるのか、伺います。

次に、女性の正規雇用率についてです。

北海道における年代別の女性の正規雇用率を見ると、20代後半から30代にかけて、全国との差が開いています。他県と比較しても低い水準で、30歳から34歳では最下位となっています。

女性が希望する仕事と求人がマッチしていないことや、子育て、介護をしながら、正規で働ける職場になっていないなどの声を聞いております。

道は、こうした状況をどのように分析し、今後どのような対策を講じるのか、伺います。

次に、札幌一極集中についてです。

2023年の北海道の総人口に占める道央圏の割合は64％、札幌市だけで38％と、札幌への一極集中の傾向が強い状況です。

道内の圏域間での人口移動を見ると、各圏域から札幌市や周辺市に対し、人口が流入しており、いずれの圏域においても、中核都市よりも札幌圏への転出超過数が多く、各中核都市が圏域内に人口をとどめておく、いわゆるダム機能は弱まっています。

一方、札幌は、北海道全体におけるダム機能を発揮しています。その要因として、仕事の選択肢が多いことや公共交通機関が整っていること、娯楽環境、医療、介護等の充実が挙げられています。

2050年には、北海道における単独世帯が45.7％になると試算されており、小さな自治体住民の日常生活の機能を維持しながら、高次の都市機能は中核都市に集中させるなどの想定が必要ではないかと考えます。

こうした状況をどのように認識し、どのような対策を講じているのか、また、今後、新たな対策の必要性について伺います。

次に、地域医療についてです。

まず、地域医療の支援について伺います。

道内の都市部において、病院の機能移管や統合の事例が相次いでおります。

函館赤十字病院の閉院、市立室蘭総合病院と製鉄記念室蘭病院の統合などが報道されていますが、他の都市部でも、医師、看護師等の人材不足により機能維持が困難となる例や、病床の削減、診療体制の縮小などを検討しなければならない医療機関が数多くあると聞いております。

機能統合や再編に関しては、地域の実情に応じた対応が必要であることから、道では、例えば、室蘭市との定期的な協議や全庁を挙げての支援策の検討など、円滑な機能移管に向けた支援を行っていますが、他の地域でも同様に中核的な医療機関の存続が懸念され、周辺自治体でも不安が拡大しております。

道として、公立・公的医療機関に対する支援の充実が重要であり、医療機関への助言だけではなく、周辺自治体との連携など、医療機能の存続に向けての支援の強化を図るべきと考えますが、所見を伺います。

次に、看護人材の育成確保についてです。

医療提供体制を確保する上で、看護師等の人材養成・確保が大変重要です。近年、看護系大学への進学者の増加により、地域の医療機関に人材を供給する重要な役割を担ってきた地域の看護師養成のための専門学校が減少してきております。

厚労省の調査では、看護専門学校の定員充足率は80％を割り込む一方で、看護系大学は、各地域での新設等により定員数で専門学校を上回っていますが、卒業後に地元に定着する割合は専門学校のほうが高い状況にあります。

このような中、道では、今後の看護職員の養成についてどのように取り組むのか、また、看護職員不足や確保困難地域の解消に向けた対策の強化を図るべきと考えますが、知事の見解を伺います。

次に、医師の養成についてです。

道内の多くの地域で医師不足が深刻化しており、地域医療の持続的な確保が求められております。

地方から首都圏への人口が流出していることの要因の一つとして、ニーズに合った高等教育機関が不足していることも考えられます。

医科大学の誘致といいますと、無理難題と決めつけ、真剣に取り合ってもらえない風潮ですが、本当にそうなのか、いま一度、本道にとって必要な医育大学の在り方について真剣に議論する必要があるのではないでしょうか、所見を伺います。

次に、札幌医科大学についてです。

公立大学法人である札幌医科大学は、本道の医療を支える医師の養成確保など、重要な役割を担ってきております。

そうした中、近年、卒業後に、一定期間、道内の医療機関で従事することを明記した確約書を提出する札医大卒後研修枠で入学した卒業生のうち、札医大に戻ったのは66％となるなどの課題に対応するため、札医大では、医学部入試において、卒業後に一定期間の道内勤務を求める地域枠の定員を現在の90人から60人へと３分の１削減し、条件のない一般枠の定員を20人から50人に拡大するなどとした入試制度改革案をまとめたと承知しております。しかし、こうした見直しがさらなる卒業後の道外流出に拍車がかかるといった懸念があります。

今回の見直しによって、北海道の公立大学法人として、建学の精神である地域医療への貢献が

将来にわたって継続できることが重要と考えますが、知事の所見を伺います。

次に、介護施策についてです。

高齢化の進行により、若年層や現役世代の介護に要する負担が増大することが懸念されます。

道は、次期北海道高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画を策定することとしておりますが、人口減少を踏まえた持続可能な介護サービス提供体制を継続するため、どのように取り組む考えか、伺います。

次に、農業の個人経営体について伺います。

北海道立総合研究機構農業研究本部の予測によりますと、農業の個人経営体数は減少が続くと見込まれ、残された経営体が地域の農地を集積し、平均経営耕地面積は増加するものの、経営体数と同時に個人経営体の世帯員数も減少し、農村のコミュニティー機能の低下はもとより、農業生産への影響が懸念されます。

道として、こうした個人経営体の減少予測について、どのように認識をし、どう対処しようとしているのか、伺います。

次に、森林づくりの担い手についてです。

林業分野については、植林をはじめ、苗木や木材の生産に携わる林業従事者の方々のうち、半数は50代以上という現状にあり、将来的な担い手不足が懸念されております。

先人たちが守り育ててきた本道の豊かな森林資源を将来にわたって循環的に活用していくためには、森林づくりを担う人材を安定的に確保育成していくことが重要と考えます。

道としてどのように取り組んでいくのか、伺います。

次に、高等教育機関等との連携についてです。

若者の道外転出の大きな要因として、進学、就職が挙げられています。個々人が自己実現のために転出することを否定するわけではありませんが、大学進学、就職を契機とした東京一極集中を是正するために、若者が地方で進学、就職しやすい環境づくりが重要と考えます。

道内の高等教育機関、産業界と連携し、道としても積極的に若者の道内定着を促進する取組を進めるべきと考えます。

どのように取り組む考えか、知事及び教育長に伺います。

次に、社会的養護について伺います。

虐待や発達上の課題、障がいなど、子どものニーズが多様化している中、社会的養護の役割は大きくなっております。

国の家庭養育優先原則方針の下、北海道では、里親支援センターを整備し、一貫した里親支援に取り組んでいると承知しておりますが、里親の登録数や委託率は、依然として十分とは言えない状況にあると考えます。

また、児童虐待相談対応件数が高い状況が続く中、児童相談所の体制、機能については、さらなる充実が求められるところであり、連携した対応が求められる市町村の体制強化に係る支援、さらなる連携強化も必要と考えます。

2024年に、専門性向上を目的として新たに設けられた認定資格、こども家庭ソーシャルワーカーといった専門人材の養成も重要と考えます。

生まれ育った環境や地域によって、子どもが受けられる支援の質に大きな差が生じてはなりません。

子どもの最善の利益を保障し、健やかな成長を北海道全体で支えていけるよう、社会的養護のさらなる充実が必要と考えますが、知事の所見を伺います。

次に、アイヌ民族への差別問題について伺います。

札幌市の地下歩行空間でのパネル展示と同様に、道有施設において、民間団体が、2024年、アイヌ民族への差別的主張でアイヌの尊厳を傷つける講演会を行ったことから、私は、第２回定例会で、施設の使用基準などの検討を知事に求めました。しかし、知事の答弁は、地方自治法上の公序良俗に反するかどうかを個別具体に判断するというものでした。

公序良俗は、施設利用を制限できるかどうかという施設管理の論理であり、道としては、これを単なる施設利用の問題とせず、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会をどう実現するのかという課題の一環として捉え、施設の使用基準のガイドラインをつくるべきと考えますが、知事の認識を伺います。

アイヌ施策推進法第４条では、アイヌの人々を差別してはならないと規定しています。

アイヌの人々が一番多く暮らしている北海道においては、差別的言動は決して許されないと語るだけではなく、アイヌ政策として、アイヌ民族に対する差別や権利侵害から、アイヌ民族が守られるようにすることまで含めなければ、民族としての誇りを尊重しているとは言えないのではないでしょうか。

アイヌ民族の歴史を踏まえ、差別的な言動を許さない共生社会を実現するため、従来の福祉、文化振興を中心とした政策から、アイヌ民族が民族として有する権利を保障、回復する政策へと発展させる必要があると考えますが、知事の所見を伺います。

次に、原子力防災について伺います。

道の原子力防災計画によると、全面緊急事態になると、原発から５キロメートル圏内では即時避難、５キロメートルから30キロメートルの13町村の７万人には屋内退避の指示が出されますが、要配慮者の方々や、孤立地域が発生した場合などには、避難までの間、放射線防護施設で屋内退避を行うとされております。

しかし、さきの能登半島地震では、志賀原発から30キロメートル圏内での家屋の倒壊や集落の孤立が多発し、屋内退避が困難な状況が相次ぎました。石川県内の20の放射線防護施設のうち、14施設が被災し、６施設は放射線防護機能に支障を来したとのことです。

さらに、避難を判断する放射線量のデータを得るためのモニタリングポストは異常となり、観測のための測定器を積んだ車両も、道路の寸断により現地に入れないなどの、命に関わる問題が同時に発生いたしました。

また、昨年10月の複数の被曝傷病者を想定した北海道原子力防災総合訓練では、地域医療の拠

点病院では、入院患者の対応など、通常の医療と並行しながら処置をする難しさが浮き彫りになったとのことです。

専門家は、自然災害との複合災害時に、屋内退避を原則とするのは無理があると指摘しております。

このように、現在の計画は現実的ではないと考えられる中、複合災害時に泊原発周辺の住民が孤立することなく、被曝を避け、安全に避難するために、どのように対応していくのか、知事の考えを伺います。

次に、今後の電力需要と再生可能エネルギーの在り方について伺います。

ＡＩの進展などにより、今後、データセンターなどの設置に伴う電力需要の増加が見込まれています。

道内では、再生可能エネルギーによる電力供給が進んでおりますが、一方で、太陽光発電や風力発電について、各地で設置反対運動が起きるなど、課題が浮き彫りになっています。

また、太陽光や風力などの変動性再生可能エネルギーを大量に電力系統へ接続する際に、送配電網の増強や、需給バランス調整のための追加費用が発生することや、ＦＩＴ制度に伴う再エネ賦課金が上乗せされることなどにより、再生可能エネルギー供給に伴って道民が負担する電気料金が増加することも懸念されます。

知事は、泊発電所については、若干の電気料金値下げを再稼働の判断理由の一つにしていましたが、国内最大のポテンシャルを有する再生可能エネルギーについては、こうした電気料金の説明は明確にされていないのではないでしょうか。

知事は、このような現状をどのように認識し、今後どのように対処しようとしているのか、伺います。

次に、アメリカ産の生食用ジャガイモについてですが、世界的な食料情勢の変化により、食料安全保障上のリスクが高まる中、これ以上、生命の根幹に関わる食料を外国に頼ることは、国の方針にも反するものです。

北海道は、全国の約８割のジャガイモを生産しており、道内の畑作の輪作体系を維持する上でも、極めて重要な作物であるだけではなく、本道農業の根幹をなす作物です。

これまで、生産者の方々に安全、安心で良質なジャガイモを安定的に生産、供給していただいており、私は、北海道のジャガイモが一番おいしいと思っておりますので、わざわざアメリカ産のものを食べようとは思いません。一概には言えませんが、安いものには訳がありますよ。知事はどう思いますか。

食料安全保障の観点、本道の畑作体系の維持の観点、そして消費者への安全、安心な食生活の維持といった観点から、北海道の知事として、どのように対応しようと考えているのか、所見を伺います。

次に、エゾシカ対策についてです。

さきの第２回定例会において、エゾシカ緊急対策の最終年として、財政調整基金を取り崩して

でも目標達成に向けて取り組むべきと指摘いたしましたが、残念ながら、今定例会における補正予算の提案はありませんでした。

昨年は、過去一番の捕獲実績ではあったものの、依然として農業被害の拡大や交通障害が発生しており、現行の緊急対策期間の捕獲目標を達成するのは極めて困難であると考えます。

目標未達成の理由を尋ねたところ、市町村としても、さらなる捕獲は可能だけれども、国の予算の制約により諦めるしかないということですから、不足する予算については、道が単独ででも措置をし、安心して市町村が対策に取り組める体制をつくり上げるべきと考えます。

被害防止のため、より短期間で集中的に捕獲を行い、個体数を適正規模まで減少させるべきであり、来年度以降もさらなる対策の強化が必要と考えますが、知事は、今後のエゾシカ対策についてどのように考えているのか、伺います。

最後に、教育問題に関し、高校教育改革について伺います。

文部科学省は、少子・高齢化、生産年齢人口の減少、地方の過疎化の深刻化を踏まえ、高校教育改革に関する基本方針を策定、2040年に向けた高校改革の方向性を示し、都道府県では、これを踏まえ、高等学校教育改革実行計画を策定することとされております。

道内の高校教育の実情を見ると、学校の小規模化に伴い、教員配置数の減少、部活動の停滞、私立高校への進学が増加するなど、特に、道立高校を取り巻く環境は一段と厳しさを増してきていると考えます。

このたび提案された２校分の予算措置と、現在申請中の２校に係る計画と、今後策定される実行計画の関係が不明確です。真に実効性のある計画となるのか、教育長の所見を伺います。

以上、再質問を留保し、私の質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長伊藤条一君　知事鈴木直道君。

○知事鈴木直道君（登壇）北海道結志会、石川議員の代表質問にお答えをいたします。

最初に、道政の諸課題に関し、まず、副首都についてでありますが、法律上、副首都に指定された場合、国の機関等の拠点整備をはじめ、交通施設の整備やまちづくりの推進など、国の施策を通じて、道民の皆様の命や暮らしを守ることにもつながるとともに、北海道全体が経済圏として持続的に発展していくことで、地域のにぎわいや雇用の創出などにより、若者、女性をはじめ、多くの方々に選ばれる、安全、安心で活力のある北海道づくりにつながることが期待されます。

一方で、指定要件は10月末までに政令で示されることから、道としては、まずは、北海道を含む複数を対象とすることなどを担当大臣に迅速に要望するとともに、大阪府とは、府知事が来道する機会を受けて、いつ起きるか分からない災害に備えた機能や体制の検討と、互いの強みを生かした経済連携に取り組むこととしたところであります。

道では、今後とも、道議会での御議論をいただくとともに、道民の皆様、市町村、関係団体の方々の御理解と御協力を得られるよう、持続的に様々な機会を通じて丁寧な情報提供に努め、札幌市はもとより、市町村と連携しながら本道全体で、副首都の実現に向けて検討、準備に取り組

んでまいります。

次に、女性の正規雇用についてでありますが、本道は、正規雇用率の高い製造業の割合が低い産業構造であり、また、子育てや家事等の分担が可能な３世代同居が少ないことや、道内勤務でも転居を伴う転勤があるなど、産業や社会構造の特徴が女性の正規雇用率に反映されているものと受け止めています。

こうした中、道では、中小企業の競争力強化や、企業誘致、ＡＩやＤＸ・ＧＸ関連産業など成長産業の育成に取り組み、良質な雇用の場の創出を図るとともに、女性一人一人の状況やニーズに応じた就業支援、時短勤務や在宅勤務の導入など多様で柔軟な働き方ができる就業環境の整備、非正規雇用労働者の正規化や処遇の改善に取り組んでいるところであります。

道としては、今後とも、国や関係機関の皆様と連携しながら、こうした各般の施策を推進し、女性の方々がその能力を発揮でき、安心して働ける雇用の実現につなげてまいります。

次に、人口減少対策に係る取組についてでありますが、本道においては、今後も、長期的に人口が減少する一方、単独世帯の増加も見込まれる中、札幌市が道外への人口流出を食い止めるダム機能を担いながら、各地域の中核都市等が一定の役割を果たし、札幌圏への過度な人口集中の緩和や、道外転出の抑制とともに、地域への人の定着や住民サービスの確保を図ることが重要と認識しています。

道としては、地域の特色や資源を生かし、ＡＩ、ＤＸによる産業の生産性向上や、産業クラスターの形成等により、魅力ある雇用の場を創出するとともに、若者の道内就職の促進や、女性をはじめ、多様な人材が活躍できる環境の整備を図るほか、住民サービス機能の維持確保に向け、広域的な連携を促進するなど、道内各地の実情に応じ、市町村と連携しながら、様々な施策を効果的に組み合わせ、取り組んでまいります。

次に、地域における医療機能の確保についてでありますが、道内では、公立・公的医療機関が、救急や小児・周産期医療といった不採算医療を担うなど、地域において重要な役割を果たしている中、近年、地域に必要な医療機能を将来にわたり確保するため、公立・公的医療機関で再編や機能統合等に向けた取組が進められているところであります。

各医療機関の皆様が機能統合等の具体的な協議を進めるに当たっては、医療従事者の確保や安定的な経営基盤の整備が重要であることから、道としては、地域の医療機関の皆様から丁寧に御意見を伺うとともに、施設整備や人材確保策の強化などに関し、地域医療介護総合確保基金等の活用を助言するほか、医療機関の役割分担に関する意見交換の場に参画するなど、誰もが安心して必要な医療を受けられるよう、将来を見据えた医療提供体制の構築に取り組む地域への支援の充実を図ってまいります。

次に、札幌医科大学における入試制度の見直しについてでありますが、現行の入試制度においては、道内で勤務することを条件とする確約書の形骸化や、少子化による受験者数の減少といった課題が生じてきており、その解決に向けて、一般枠の拡充による学生の確保など、令和10年度入試の見直しに向けた検討が、札医大において進められていると承知をしています。

見直しに当たっては、地域に貢献できる医師を育てるという建学の精神に沿って進めていくべきものであり、あわせて、入学後の学生の方々に対する地域医療への動機づけを強化する教育が不可欠であることから、札医大では、地域医療実習の充実や、キャリア形成に向けた個別面接を実施するなど、地域医療に特化した教育プログラムを強化していくこととしているところであります。

道としては、こうした取組によって、札医大が、今後とも、次世代を担う人材の育成や専攻医の確保を図り、将来にわたって本道の地域医療に貢献していくことが重要と考えています。

次に、森林づくりの担い手対策についてでありますが、本道の人工林資源が本格的な利用期を迎える中、将来にわたり森林資源の循環利用を推進するためには、森林づくりを支える人材を確保育成していくことが重要であります。

道では、これまで、就業体験の受入れを行う企業に支援するほか、経験や能力等に応じた体系的な研修によりキャリア形成を促進するなどの取組を実施してきたところであります。

道としては、有識者の方々による検討会からの提言を踏まえ、林業が将来の就職先の選択肢となるよう、小中学生を含む幅広い層に対し、効果的に魅力を発信するとともに、北森カレッジにおいて、カリキュラムの一層の充実を図りながら、企業等が求める従業員の早期育成を目的とした短期コースの設置を検討するなど、引き続き、関連団体の方々とも連携しながら、総合的な担い手対策を一層推進してまいります。

次に、公の施設の利用についてでありますが、地方自治法では、指定管理者を含む地方公共団体は、正当な理由がない限り、住民の方々が公の施設を利用することを拒んではならないとされており、道では、各施設の設置条例で利用を不承認とする基準を定め、それぞれの事案に応じ、個別具体に判断をしているところであります。

アイヌの方々の尊厳を傷つけることにつながる差別的な言動は決して許されないものであり、事実に基づいた正しい理解を通じ、差別の解消を図ることが重要との認識の下、道としては、アイヌの方々が伝承してきた独自の文化や伝統的技術を守り、伝え、地域の貴重な財産として、多くの皆様に体感していただくことを通じて、社会的・経済的地位の向上を図ることにより、民族としての誇りが尊重される社会の実現に向け取り組んでまいります。

次に、原子力防災対策についてでありますが、道の原子力防災計画では、家屋の倒壊等により屋内退避が困難な場合には、退避が可能な指定避難所や、あらかじめ設定しているＵＰＺ外の避難先に避難するほか、道路寸断等により自動車やバスによる避難が困難となった場合には、道路啓開に着手しつつ、自衛隊などの実動組織の支援により、海路や空路等による避難を行うこととしています。

また、昨年には、能登半島地震の課題や、国の原子力災害対策指針の改正などを踏まえ、避難道路が寸断した場合や放射線防護施設が損傷した場合の対応手順の具体化を図ったところであります。

道としては、住民の皆様の避難などの防護措置を確実に行えるよう、国や関係自治体、防災関

係機関の方々と緊密に連携協力し、実践的な訓練を積み重ね、その検証結果や様々な災害で得られた教訓を計画等に反映、改善しながら、より実効性のある原子力防災対策の充実強化に不断に取り組んでまいります。

次に、米国産バレイショの輸入解禁要請についてでありますが、本道のバレイショは、全国の生産量の８割を占める主要な畑作物であり、我が国の食料安全保障に最大限貢献していくためにも、将来にわたり、安定的に生産、供給していくことが重要です。

こうした中、国は、米国からのバレイショ輸入解禁要請に基づき、国際ルールに従い、輸入検疫協議が進められていますが、病害虫の侵入リスクやバレイショ生産への影響が見通せず、生産者や農業団体の皆様からは、不安や反対の声が多いと承知しています。

道としては、病害虫の侵入はあってはならず、また、本道の畑作農業に支障を来すことのないよう、米国との協議への厳格な対応と、不安を感じている生産者の皆様への丁寧な説明を国に求めてまいります。

最後に、エゾシカ対策についてでありますが、道では、エゾシカ対策は喫緊の課題との認識の下、３か年の緊急対策期間において、市町村による捕獲促進や捕獲困難地での対策強化等に取り組み、昨年度の捕獲数は18万頭と過去最多を更新した一方、捕獲目標には至っていないことを踏まえ、より一層、生息数を低減させていくことが重要と認識しています。

緊急対策期間が最終年を迎える今年度は、捕獲目標の達成に向け、狩猟の期間延長による捕獲機会の拡大や、越冬期での集中捕獲、鳥獣被害対策タスクフォースを活用した国有林での捕獲強化などに取り組み、さらなる捕獲数の上積みを図ることとしています。

道としては、今後、こうした取組の効果等について、有識者会議の御意見をいただきながら、緊急対策期間終了後の対応について速やかに検討するなど、関係機関の皆様との連携をさらに強化し、エゾシカの捕獲対策の一層の強化に取り組んでまいります。

なお、その他の御質問につきましては、担当の副知事から答弁をさせていただきます。

以上でございます。

○議長伊藤条一君　副知事濱坂真一君。

○副知事濱坂真一君（登壇）初めに、看護人材の養成確保についてでありますが、道では、これまで、民間の看護職員養成施設の運営支援や、地域の医療機関等で勤務しようとする学生への修学資金の貸付け、偏在解消に向けた地域応援ナースの派遣などに取り組んでまいりましたが、道内の若年人口の減少や、学生の大学志向、大都市志向等により、看護師を養成する専門学校の定員充足率は低下傾向が続き、特に地方において学生確保が厳しい状況にあります。

道といたしましては、現在、国で検討している新たな需給推計や看護人材の安定的な養成確保に関する議論の動向を注視しながら、今後、地域で医療を支える看護職員を志望する学生確保に向けて、看護の魅力を発信する取組の充実強化を図るなど、人材不足や地域偏在の解消に向け、より効果的かつ実効性のある施策の推進に努めてまいります。

次に、医育大学の在り方についてでありますが、国の検討会では、今後の若年人口の減少を踏

まえ、令和９年度の医学部総定員について、地域の実情等に配慮をしながら、全体として削減を図る方向性が示されているところであります。

こうした中、道では、国に対し、今年度まで暫定的に認められた本道の臨時定員が、来年度も維持できるよう協議しているほか、医師の地域偏在是正のため、令和10年度以降も、医育大学の臨時定員を維持することや、実効性のある医師確保対策を講じることを要望しているところでございます。

今後とも、国への要望活動を継続することに加え、先般、３医育大学と締結した協定に基づき、医師の道内定着を促進するとともに、北海道医療対策協議会での議論を重ねながら、医師確保や地域偏在の解消に向けて、より効果的かつ実効性のある施策を推進してまいります。

次に、今後の介護サービス提供体制についてでありますが、全道の高齢者人口がピークを迎える一方、自治体の規模などによっては介護サービス需要の増減等に差異が生じることから、地域の状況に応じたサービスの提供体制を構築していくことが重要であります。

こうした中、国からは、次期計画の策定に当たって、中山間・人口減少地域などの新たな地域類型や、地域の関係者と協働した人材確保などを盛り込んだ基本指針案が示されたところであります。

道といたしましては、今後、外部有識者等で構成する協議会で、サービス維持に向けた人材確保策や施設整備の在り方等について幅広く御意見をいただきながら、次期計画の検討を進め、持続可能な介護サービス提供体制が確保できるよう、各般の施策に取り組んでまいります。

最後に、養育環境の充実についてでありますが、保護者の適切な養育を受けられない子どもを公的責任で社会的に保護、養育するとともに、養育に困難を抱える家庭への支援を行う社会的養護は、子どもの最善の利益のために重要な役割を担っております。

これまで、道では、虐待等により傷ついた親子関係の再構築などの相談支援を市町村が適切に行えるよう、児童相談所において担当職員等を対象として研修を実施するとともに、保護者と離れて生活をしなければならない状況にあっても、家庭的環境の下で生活できるよう、施設の小規模化に向けた支援等のほか、令和７年４月には里親支援センターを開設し、里親支援を包括的、継続的に実施してきたところであります。

道といたしましては、引き続き、市町村をはじめとした関係機関と連携し、家庭はもとより、里親や施設などの養育環境の充実に努め、社会的養護を必要とする子どもが安心して健やかに成長できる社会の実現に向け取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長伊藤条一君　副知事三橋剛君。

○副知事三橋剛君（登壇）再生可能エネルギーの導入に伴う負担についてでございますが、再エネ賦課金の総額は、年々、増加傾向にありまして、太陽光や風力といった変動電源の比率が増えると、電力システムを安定させるための蓄電池など、全体で生じるコストも増加すると承知しております。

こうした中、国のエネルギー基本計画では、再生可能エネルギーの主力電源化に向けて、地域との共生と国民負担の抑制を図りながら最大限の導入を促すとし、系統整備や調整力の確保に伴う社会全体でのコストの最小化、固定価格買取り制度などを前提としない再エネ発電事業の推進のほか、地域に賦存する再エネの地産地消を図るなどとしております。

道といたしましては、法令の遵守や地域との共生を大前提に、再エネの導入拡大を図るには、送電網の増強など電力等のインフラ整備が必要と認識しておりまして、その整備は全国的な視点に立った費用負担とすることや、再エネの促進に向けた支援の拡充などについて、様々な機会を通じ、国に対し働きかけるとともに、市町村等による地域資源を生かした地産地消の取組を推進するなど、道内における再エネを最大限活用できるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長伊藤条一君　副知事加納孝之君。

○副知事加納孝之君（登壇）まず、女性の転出抑制に向けた取組についてでございますが、道では、女性の転出超過が男性を上回って推移していることなどを踏まえまして、総合戦略改訂時や各種取組の中で、若者や女性にアンケートやヒアリングを行い、女性の方々の意識の把握に努めてきたところでございまして、道内への定着や呼び戻しを進めていくためには、仕事、収入における格差や固定的な性別役割分担意識の解消といった課題などに的確に対応していくことが重要と認識しております。

道といたしましては、アンケート等の御意見を庁内関係部局と共有し、国、市町村、民間の方々などとの一層の連携の下、女性の就業率や男性の育児休業取得率の向上、アンコンシャス・バイアスの解消に向けた取組を推進するなど、女性の方々が活躍できる環境の整備と女性に選ばれる地域づくりに積極的に取り組んでまいります。

次に、農業における担い手の確保についてでございますが、農業従事者の高齢化や後継者不足などにより、今後とも、個人経営体の減少が見込まれる中、本道が我が国の食料安全保障に最大限貢献していくためには、経営の円滑な継承はもとより、新規就農者をはじめ、農業法人など多様な担い手の育成確保に取り組むことで、地域における担い手の減少を抑えていくことが重要というふうに考えてございます。

道では、これまで、就農希望者に対する相談対応や、普及センターによる技術指導、就農に必要となる資金の交付など、経営の安定に向けた支援に加え、雇用就農の受皿となる農業経営の法人化への助言指導などを行ってきたところでございます。

道といたしましては、今後とも、こうした取組を着実に進めますとともに、関係機関・団体と一体となって、親元就農を含む新規就農者の経営継承を支援するなど、多様な担い手の育成確保に取り組んでまいります。

次に、若者の道内定着についてでございますが、道では、昨年度改訂いたしました第３期創生総合戦略におきまして、「地域の将来を支える人材育成のための高校の魅力化」や「国や市町村等と連携した若者や女性を惹きつける地域づくりの推進」などを取組の柱に位置づけ、若者の道

内定着に向けた取組を進めているところでございます。

道といたしましては、昨年度から実施しております学生からの意見聴取を今年度も継続し、若年層の方々の意識を丁寧に把握するとともに、地域における高校の魅力化や、大学生による地域活動の支援など、若者と地域のつながりを深める取組を進めますほか、北海道創生協議会などを通じ、官民が一体となった取組について議論するなど、引き続き、大学や市町村、経済界などとの連携を一層深めながら、若者に選ばれる地域づくりに向けて取組を着実に進めてまいります。

最後に、差別の解消に向けた取組についてでございますが、差別や偏見を解消し、誰もが相互に尊重し合いながら共生する社会を実現していくためには、理解促進の取組とともに、民族としてのアイデンティティーの基盤であるアイヌ文化を次世代に継承し、将来に向けて創造、発展させていくことが必要であります。

このため、道では、これまで、正しい理解に向け、幼少期からの教育の充実を図りますとともに、アイヌ文化を体験できるイベントや人権フォーラムを開催してきましたほか、伝統文化の担い手育成のため、アイヌ語や舞踊、工芸等の学びの機会を提供するなど、各般の取組を進めてきたところでございます。

道といたしましては、今後とも、アイヌの歴史や文化、差別の現状等につきまして多くの皆様の一層の理解促進を図りますとともに、国や関係機関と連携しながら、様々な機会や媒体を活用した啓発を推進し、差別的な言動を許さない共生社会の実現に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長伊藤条一君　教育長中島俊明君。

○教育長中島俊明君（登壇）北海道結志会、石川議員の代表質問にお答えいたします。

まず、人口減少問題に関し、大学や企業との連携についてでありますが、本道の子どもたちが、複雑で予測困難な社会において、自立して生きるための資質、能力を伸ばしていくためには、大学や産業界等と連携し、教育の質の向上を図ることが重要と認識しております。

そのため、各学校において、大学や地元企業と連携した探究活動や体験的なキャリア教育などに取り組みますとともに、道教委におきましても、学校と地元企業が連携した就職指導の事例集を配付し、好事例を周知しているところでございまして、引き続き、生徒の地域への愛着や地域産業への理解を深める教育を推進してまいります。

こうした取組に加えまして、今後は、ネクストハイスクール構想における拠点校の取組を普及し、各校で大学や産業界等と連携を深め、社会のニーズに応じた高校教育改革に取り組みながら、本道の将来を支える人材の育成に努めてまいります。

次に、高校教育改革に関しまして、改革先導拠点と実行計画についてでありますが、ネクストハイスクール構想においては、高校教育改革に関する基本方針を踏まえた実行計画を策定いたしますとともに、改革を牽引する高校を改革先導拠点として、計画を実行する際にその取組の普及を図ることとされております。

このため、本道では、地域産業の強化と地方の小規模校の強化を基本的な考え方として拠点校

候補を申請し、採択された２校では、事業の詳細検討を進め、本定例会に予算を計上し、不採択となった２校につきましては、事業計画を修正して再申請いたしました。

今後は、改革先導拠点の取組を着実に進めますほか、地域や産業界などの意見を聴取し、具体的な施策や改革先導拠点の取組の普及方策、数値目標等を盛り込んだ実行計画を策定いたしますとともに、大学等の関係機関とより一層連携し、取組の評価、改善を行いながら、本道全体の改革を着実に進めてまいります。

以上でございます。

○議長伊藤条一君　石川さわ子君。

○23番石川さわ子君（登壇・拍手）（発言する者あり）ただいま答弁をいただきましたが、指摘を交えて、再度質問をいたします。

まず、副首都構想についてですが、知事は、札幌市はもとより、市町村と連携しながら、本道全体で、副首都の実現に向けて取り組むと述べられました。

しかし、副首都を設けるということは、東京一極集中という現在の国家の姿を変えていくことであり、本来、国民と情報共有をした上で、国会でしっかりと議論をし、制度設計すべきものであるにもかかわらず、あっという間に法律が成立し、法の詳細もいまだに示されていない中での知事の行動に、道民をはじめ、国民の多くは戸惑いを感じているのではないでしょうか。

本来、道議会において、様々な視点から建設的な議論をし、合意形成や課題解決を目指すという熟議が必要と考えますが、これまで行われた議会議論といえば、常任委員会におけるもののみであり、これも大阪府との協議後の質疑であります。法律に前のめりで反応した知事の姿勢には、北海道の二元代表制の一翼としての危うさすら感じてしまいます。

果たして、東京一極集中の是正につながるのか、全国の地方にとって公平な制度設計になるのか、将来世代に過大な負担を残すことにならないのかなどの懸念が払拭されず、今後の対応については、より慎重さを求めておきます。

次に、人口減少問題についてです。

人口減少問題について、様々な視点から質問をいたしましたが、人口ビジョンで掲げられた課題に対する取組は、総じて現行の取組を継続するとの答弁でありました。

これでは、この問題に対する危機感が全く感じられません。

３月に策定した北海道創生総合戦略改訂版は、ビジョンを踏まえて、その対策をまとめられたと承知しておりますが、昨年の策定経過を見ますと、北海道人口減少問題対策本部において議論はされているものの、開催回数は６回、うち２回は書面開催、４回は庁議に合わせて開催されておりまして、およそ全庁で熟議を経て策定されたものとは考えられません。

道は、人口ビジョンで示されている将来像について、危機感を持って共有し、全庁を挙げて実効性のある取組を講じるべきであることを指摘しておきます。

次に、農業の個人経営体について伺います。

農業の個人経営体に関する道総研の将来予測に基づき、その認識と今後の対応について伺いま

したが、これまでの取組を着実に進めるとの答弁でありました。

経営体の減少により、残された経営体が地域の農地を集積する大規模化にも限界が来ているとの声を聞きますし、さらに、中山間地域など条件不利農地の後継者不足は極めて深刻な状況にあると聞きます。

農業政策は、国の方針に左右され、道として独自でできることは限られているということは理解いたしますが、本道の基幹産業である農業を支える経営体を確保する取組に危機感を持って進めていく必要があると考えます。

知事の本道農業の存続に対する決意を伺います。

次に、アイヌ民族への差別問題について伺います。

公共施設の使用承認について、地方自治法上の制約があるとの答弁でしたが、ガイドラインの策定は、施設利用者から逆に訴えられることを心配しているのではないかと勘ぐってしまいます。

しかし、札幌市も法律上の制約があると認識していましたが、それを理由に何もしないのではなく、専門部会を設置し、差別的言動は許さないという方向を打ち出し、現在、ガイドライン策定を進めております。

知事が、差別的な言動は決して許されないとおっしゃるなら、地方自治法によって何ができないかではなく、法の範囲の中で何ができるかを検討すべきと考えます。地方自治法の限界と、行政として差別を防止するためにできることは、別の問題として考えるべきではないでしょうか。

道は、地方自治法第244条を理由として、アイヌへの差別的表現を放置するのではなく、アイヌ施策推進法第４条及び第５条の趣旨を踏まえ、公の施設の使用承認や利用条件などの設定等を通して、アイヌであることを理由とした差別、権利利益の侵害を防ぐべきと考えますが、知事の所見を伺います。

また、道が、アイヌ民族に対する差別表現に関する判断基準や対応方針を策定できないと言うのであれば、その法的根拠についても併せて伺います。

次に、原子力防災について伺います。

答弁では、原発の全面緊急事態や地震等の複合災害時において、家屋の倒壊等により屋内退避が困難な場合には、道路が寸断されていたとしても、道路啓開をし、自衛隊などの支援で、海路や空路により指定避難所やＵＰＺ外の避難先に住民は避難するとのことでありました。

しかし、能登半島地震の状況から推察しますと、こうした原子力防災計画上の避難は、やはり無理があると言わざるを得ません。

また、計画では、泊村、岩内町、神恵内村、寿都町などの住民は、札幌市内の体育館などの一時滞在場所からホテル、旅館等の避難先に避難することになっておりますが、札幌市民の避難が同時に発生した場合、避難先での受入れは本当に可能かどうか、道は確認をしているのでしょうか。

さらに、１次避難先だけではなく、30キロメートル圏内の避難者が一定期間生活できる２次避

難先までの確保を考えているのかどうか、知事に伺います。

次に、今後の電力需要と再生可能エネルギーの在り方についてです。

再生可能エネルギーの促進により、再エネ賦課金の総額は増加傾向であることに加え、太陽光や風力など自然変動電源の比率が増えると、電力システムを安定させる蓄電池など、全体で生じるコストも増加するとの答弁がありました。

こうした、いわゆる系統統合コストについては、経産省の公表データを用いた民間試算がなされておりまして、これによると、2040年の再エネ目標達成時の系統統合コスト等は１キロワットアワー当たり36.9円に達し、日本全体で年間30兆円の負担増になる可能性があり、標準家庭では年間10万円を超える負担増となるというレポートが発表されております。

もちろん、一定の仮定の下で行われた試算でありまして、確定したものではありませんが、こうした負担があるということは事実として受け止める必要があると考えます。

また、再エネ賦課金については、増加傾向との答弁でありましたが、ある家庭の再エネ賦課金を２年前と比較すると、22％も増加しておりました。

国としても、再エネの主力電源化に向けて、地域共生と国民負担の抑制を図るとしておりますが、道としても、国内最大のポテンシャルを有する再エネの普及が国内最大の電気料金とならないよう、国に強く要請することを求めておきます。

次に、アメリカ産の生食用ジャガイモの輸入要請についてです。

生鮮ジャガイモの輸入については、生産者や農業団体から不安や反対の声が多いと承知しているとの答弁でしたが、ジャガイモの主要産地であり、北海道の顔である食のポテンシャルを誰よりも宣伝し、活用している知事としては、何とも軽い受け止めと愕然といたしました。

本道の畑作農業に支障を来さない厳格な対応を国に求めるとのことでありますが、本道の畑作農業が壊滅的な打撃を受けるのではないかという不安を抱える農業者や農業団体の声を真摯に受け止め、本道のジャガイモ生産を守る姿勢を明確に打ち出すことを求め、指摘といたします。

最後に、エゾシカ対策についてです。

エゾシカ対策については、捕獲対策の一層の強化に取り組むとの答弁をいただきました。

この問題については、全道的に、道、市町村を中心に、長年にわたり様々な対策を講じてきたと承知しておりますが、もはや、ずるずるといつまでも取り組む問題ではないのではないかと考えます。

集中的に個体数を減少するための施策を打つべきであるということを強く指摘しておきます。

以上で、再々質問を留保いたしまして、私の質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長伊藤条一君　知事。

○知事鈴木直道君（登壇）石川議員の再質問にお答えいたします。

最初に、農業における担い手の確保についてでありますが、農業従事者の方々の高齢化や後継者不足等により、今後も個人経営体の減少が見込まれる中、新規就農者の皆様をはじめ、農業法人などを育成確保し、担い手の減少を抑えていくことが重要であります。

道としては、今後とも、新規就農者の皆様の経営安定や農業経営の法人化等に向けた取組を進めるほか、将来の担い手につながる施策として、親元就農を含む新規就農者の皆様の経営継承への支援を行うなど、多様な担い手の育成確保に努めてまいります。

次に、アイヌ民族の差別の解消に向けた取組についてでありますが、道では、各施設の利用に当たっては、不承認とする基準を定め、それぞれ事案に応じて、個別具体に判断しているところであり、アイヌの方々の尊厳を傷つけることにつながる差別的な言動は決して許さないとの認識の下、引き続き、国や関係機関の皆様と連携し、アイヌの方々の伝統的な文化や技術を多くの方々に体感していただくことを通じて、社会的・経済的地位の向上を図り、民族としての誇りが尊重される社会の実現に向け取り組んでまいります。

最後に、原子力防災対策についてでありますが、道及びＵＰＺ内13町村は、避難先として避難者数を上回る人数を収容できる宿泊施設を確保していますが、万が一、事前に指定する宿泊施設への避難が困難となった場合、道の調整により、近隣地域で代替避難先を確保することとしています。

また、道の計画では、原子力災害が発生した場合には、避難の長期化が見込まれることから、住民の方々が良好な環境の下で避難生活を送ることができるよう、旅館またはホテル等を避難先としているほか、国及び自治体と連携し、仮設住宅の提供や既存住宅のあっせん及び活用などに努めることとしています。

以上でございます。

○議長伊藤条一君　石川さわ子君。

○23番石川さわ子君（登壇・拍手）（発言する者あり）ただいま御答弁いただきましたが、指摘を交えて、再々質問をいたします。

まず、農業の個人経営体についてです。

ウクライナなど国際紛争の増加などにより、食料安全保障の重要性がますます高まっている一方で、道内はもとより、国内農業は、農地の面でも担い手の面でも存続が危惧されております。

副首都に投資をするよりも、欧米諸国のように、農家に対する所得補償政策を導入するなど、思い切って農業政策を充実し、将来世代のための投資を促進すべきであり、それこそが食料自給率の向上、農地の保全、担い手の確保につながり、ひいては北海道の人口流出の防止につながる最大の効果的方策ではないかと考えます。

知事においては、副首都構想に前のめりになるよりも、こうした点を国に対して要請していくべきではないかという点を強く指摘しておきます。

次に、アイヌ民族への差別問題について伺います。

アイヌ民族の差別的表現について、札幌市ができる検討が、なぜ北海道ができないのか、私は理解ができません。納得がいきません。単に北海道がやろうとしないということではないかと言わざるを得ません。

知事がアイヌ民族への差別は許さないと明言しながら、差別が発生する場面について、具体的

な防止措置を講じないのは行政の不作為ではないでしょうか。

私たちは、先住民族アイヌが暮らしていた土地に暮らしております。アイヌの土地や生活の糧などをめぐる歴史を踏まえると、文化振興を中心とした内容にとどまっているアイヌ施策推進法に北海道も足並みをそろえるのではなく、アイヌの人々が一番多く暮らし、アイヌの人々の意見を一番身近に聞いている自治体として、独自のアイヌ政策を行うことは可能と考えます。

まず、課題となっている公的施設の使用基準の北海道独自ガイドライン、これをつくるべきと考えますが、知事に再度伺います。

最後に、原子力防災についてです。

原子力防災について、避難先での受入れ体制などについて答弁をいただきましたが、不安が解消されるものではありません。

特に、泊方面では、冬季は西から強風が吹く傾向があり、避難した方向に放射性物質が流れてしまう被曝リスクは計り知れなく、広域避難の受入れ体制、武力攻撃、ヒューマンエラーなど、既存の対策ではカバーし切れない事態への不安が根強くあります。

最近でも、熊本地震や、千葉県をはじめ、各地で発生した豪雨災害などのように、大規模災害時には想定外のことが起こります。

住民の方々が被曝を避け、安全に避難することが本当にできるのか、その不安は払拭できるものではありません。

複合災害時においても、現場で確実に機能する避難体制の整備を進めるとともに、正しい情報提供について、個人一人一人がしっかりと理解することができる取組とすることを求め、この点を強く指摘しておきます。

以上で私の質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長伊藤条一君　知事。

○知事鈴木直道君（登壇）石川議員の再々質問にお答えいたします。

アイヌ民族の差別の解消に向けた取組についてでありますが、道では、各施設の利用に当たって、不承認とする基準を定め、事案に応じ、個別具体に判断しているところであります。

引き続き、国や関係機関と連携し、アイヌの伝統文化や技術を多くの方々に体感いただくことを通じて、社会的・経済的地位の向上を図り、民族としての誇りが尊重される社会の実現に向け取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長伊藤条一君　石川さわ子君の質問は終了いたしました。

１．休会の決定

○議長伊藤条一君　お諮りいたします。

議案等調査のため、９月14日は本会議を休会することにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長伊藤条一君　御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

以上をもって本日の日程は終了いたしました。

９月15日の議事日程は当日御通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後２時19分散会